

平成 30 年度

第 3 回太子町男女共同参画プラン策定委員会  
議事録

日 時：平成 30 年 12 月 25 日(火) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 32 分まで

場 所：太子町役場行政棟 3 階 ホール（災害対策室）

平成 30 年度第 3 回太子町男女共同参画プラン策定委員会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 平成 30 年 12 月 25 日(火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 32 分

場 所 太子町役場行政棟 3 階 ホール (災害対策室)

2. 審議事項

①報告 第 2 回太子町男女共同参画プラン策定委員会での指摘事項に係る再調整について

②議事 諮問第 1 号「第 4 次太子町男女共同参画プラン (案)」について

③答申 諮問第 1 号「第 4 次太子町男女共同参画プラン (案)」について

3. 委員の出席者

出席委員：横山 由紀子委員長、大塚 優子副委員長、小川 真知子委員、地丸 勇委員、  
丸山 尊大委員、瀧北 りえ委員、濱上 廣良委員、藤原 恵委員

4. 町出席者

町長 服部 千秋

事務局及び説明員

企画政策課長 森田 好紀、企画政策課副課長 池田 誠、企画政策課主事 太田 祐一郎

5. 公開・非公開の区分

公開

6. 会議資料

・第 3 回太子町男女共同参画プラン策定委員会 次第

・資料①「第 2 回太子町男女共同参画プラン策定委員会での指摘事項一覧」

・資料②「第 4 次太子町男女共同参画プラン (案) 修正版」

・答申書「第 4 次太子町男女共同参画プラン (案) について (答申)」

7. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

## 1. 開 会

森田課長        それでは、定刻となりましたので、ただ今から第3回太子町男女共同参画プラン策定委員会を開会させていただきます。

      本日の議題は、ご案内のとおり、第2回委員会でご指摘いただきました内容についての回答や修正に関する事務局案をご説明いたします。

      その後、前回諮問させていただきました「第4次太子町男女共同参画プラン（案）」について最終審議をいただき、答申をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

      なお、伊藤 剛委員、大塚 麻美委員につきましては、本日欠席の連絡を事前いただいております旨、報告させていただきます。

      それでは、まず初めに横山委員長からご挨拶をいただき、その後の進行についてもお願いしたいと思います。

## 2. 委員長あいさつ

横山委員長        会議の冒頭にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

      年内も余すところわずかとなりました本日、第3回太子町男女共同参画プラン策定委員会の開催をご案内させていただきましたところ、公私ご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

      先ほど、事務局より2人の欠席委員の報告があり、8人の出席となりました。

      定足数に達しておりますことを報告いたします。

      本日は、報告事項といたしまして、第2回太子町男女共同参画プラン策定委員会での指摘事項について、事務局より説明をいただきます。

      次に、議事といたしまして、第2回委員会で服部町長から諮問いただいた「第4次太子町男女共同参画プラン（案）」について、最終の審議を行い、その後服部町長へ答申書を提出する予定となっております。

      限られた時間での最終審議となりますので、忌憚の無いご意見をよろしくお願いいたします。

## 3. 議事録署名委員の指名

横山委員長        それでは本日の会議の議事録署名委員を私の方から指名いたします。

      議事録署名委員には、濱上 廣良委員と、藤原 恵委員の両氏を指名いたします。

      お二人の委員の方には、後日、事務局がまとめた議事録に署名をお願いいたします。

#### 4. 報告（第2回太子町男女共同参画プラン策定委員会での指摘事項に係る再調整について）

横山委員長      それでは、これより議事に入ります。

報告事項といたしまして、「第2回太子町男女共同参画プラン策定委員会での指摘事項に係る再調整について」事務局より詳細説明を求めます。

事務局

まず初めに、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料については机上に配付をさせていただいております。

まず、今回の委員会の次第でございます。

次に、「第4次太子町男女共同参画プラン（案）修正版」でございます。

次に資料②として、「第2回太子町男女共同参画プラン策定委員会での指摘事項一覧」でございます。

以上、3点となります。不足はございませんでしょうか。

それでは、資料②「第2回太子町男女共同参画プラン策定委員会での指摘事項一覧」に沿って、「第4次太子町男女共同参画プラン（案）修正版」を確認いただきながら、説明を進めたいと思います。

まず、資料②指摘事項の1つ目については、プラン（案）修正版は13ページをご覧ください。

このページの求められる取り組みの1つ目「男女共同参画意識の普及・啓発および教育・学習の推進」の4行目“正しい教育・学習は・・・”の“正しい”という表現についてご指摘をいただきました。

これをプロジェクトチーム会議で協議をした結果、ご指摘のとおり“正しい”という表現は定義が難しく、読み手によって概念が異なるものとなります。内閣府の男女共同参画白書で用いられている“多様な選択を可能にする”という文言に改めるという結論に達しました。

23ページの現状と課題の2行目が“正しい人権教育・学習は・・・”とあるところを13ページと表現を揃え“多様な選択を可能にする教育・学習は・・・”という表現に変更したいと考えます。

続いて、資料②指摘事項の2つ目については、37ページをご覧ください。

ここでのご指摘は、施策の方向11の①の施策内容の表現が母子家庭に偏った表現となっているというものでした。

ここでは、“ひとり親家庭”という言葉に父子家庭と母子家庭の両方が含まれているという前提のもと、“経済的支援などの情報提供”、“親に対する就業支援”へと構成を変更しております。

続きまして、資料②指摘事項の3つ目については、38ページをご覧ください。

基本課題6「1人ひとりの「性」の尊重と心とからだの健康づくり」と39ページの施策の方向12「性と生殖に関する健康・権利に関する意識の普及と支援体制の充実」で“性”という言葉にカッコ書きを付けており、40ページの施策の方向15「多様な性のあり方への理解促進」ではカッコ書きを入れておりませんでした。

同一の基本課題内で整合性を図るため、38ページと39ページの該当部

分について、カッコを外す決定をいたしました。

この決定に伴いまして、16 ページの体系表も修正を行っております。

続きまして、資料②指摘事項の 4 つ目と 5 つ目に関連するものですが、43 ページの施策の方針 16 内の施策内容の文章について変更を行っております。

これは平成 29 年 1 月に改正された厚生労働省のセクハラ指針に、性的マイノリティの人への差別的な言動がセクハラに当たる旨、明記されたことと、マタニティ・ハラスメントという言葉が厚生労働省では正式に使用されていないというご指摘による変更であります。

続いて、資料②指摘事項 6 つ目としまして、48 ページ、49 ページをご覧ください。

ここの DV に関するグラフに表記している数値の関係性についてご指摘をいただきました。

確かにグラフの数値を見るだけでは、どのように数値を取ったのかということが読み取れないということは、ご指摘のとおりです。

このグラフ自体は、平成 29 年度に実施しました住民アンケート結果を基にしておりますが、アンケートの取り方が DV の被害の有無について、回答者 1 人につき図 17 にあります 6 つの項目ごとで被害の有無を回答していただいております。

そういった事情から、図 16 は、回答者 502 人全員に 6 を乗じた数を分母とし、各項目で DV を「何度もあった」「1、2 度あった」と回答した人の総数を分子とした数値を表すグラフとなっております。

図 17 は、当該 6 つの各項目で DV を「何度もあった」「1、2 度あった」と回答した人の割合をグラフ化したものとなっております。

図 18 につきましては、当該 6 つの各項目で DV を受けたと回答した人の相談状況に関する設問の回答割合をグラフ化したものとなっております。

そういった概要がグラフをただ並べているだけでは、読み取れないというご指摘をいただきましたので、49 ページの下部にそれぞれのグラフがこういった内容のものかを説明する文章を追加させていただきました。

次ページの 50 ページをご覧くださいと、図 19 として DV 被害を相談できなかった理由をグラフとしてまとめたものを掲載しております。こちらは直接ご指摘をいただいておりますが、図 16 から図 18 までと合わせまして説明文を下部に追加しております。

グラフに関するご指摘についての説明は以上です。

続いて、資料②指摘事項 7 つ目としまして、60 ページをご覧ください。施策の方向 24「男女の均等な就業機会と職域拡大の促進」として、働く場における男女の均等な就業機会と待遇等を実現するための内容ですが、この施策の方向 24 が属する基本課題 11「就労の場における男女共同参画の推進」が「働くこと」に関する課題に取り組むことになっております。そのなかで、平成 29 年度に実施した住民アンケートにて「望ましいと思う女性の働き方」という設問で 1 番回答数が多かった「結婚しても仕事を続け、子どもができたらず辞めて、大きくなったら再び仕事をするのがよい」という結果を例示させていただきました。

ご指摘としては、この基本課題 11 がそのアンケートの結果を前提とした内容に偏っているのではないかと。女性は辞めることが前提となっているのではないかと。というものでした。

61 ページの施策の方向 25 は、「女性のチャレンジ支援」ということで、ご指摘のとおり、一旦職場を離れた方々を支援することと女性の参画が進んでいない分野への参画を推進するという内容で、就業の継続支援とは直接関係はありませんが、施策の方向 24 で職場における環境改善を目指すものとなっておりますので、そこの部分において表現を追加させていただきました。

60 ページの上から 2 行目に「女性の就業継続を進めるため、」といった一文を追加し、さらに具体的施策の①「事業所に対する情報提供の強化」の施策内容に「就業が継続できる環境を整備します」という一文を追加しました。このように施策の方向について女性の就業継続について明記することで、取組を実施する際、意識できるように表現を変更しております。指摘事項 7 つ目については、以上になります。

続いて、資料②指摘事項 8 つ目としまして、71 ページをご覧ください。数値目標 22「女性の就業率」について、ご指摘をいただきました。

前回の委員会の時点では 15 歳以上の女性の就業率の割合を挙げさせていただいていたのですが、男女共同参画の視点から、目的をもって集計する年齢を絞るべきではないかというご指摘をいただきました。

数値の取り方としては、国勢調査の結果より算出することに変更はありませんが、①15 歳以上、②15 歳から 64 歳までの生産年齢人口、内閣府の男女共同参画白書にて子育て期とされている 25 歳から 44 歳を③として、計 3 種類を数値目標として設定したいと考えています。

目標数値については、15 歳以上数値の伸び率に合わせて他の 2 種類の目標数値について設定を行いました。

指摘事項の 8 つ目については、以上になります。

また、指摘事項ではありませんが、70 ページの数値目標 8「待機児童の人数」について、社会福祉課より報告があり、「48 人」が正しい人数であるということですので、訂正いたしました。

最後に、資料②指摘事項 9 つ目としまして、72 ページをご覧ください。

数値目標 25「ひょうご防災リーダー」に関する目標数値についてご指摘をいただきました。

この項目の目標数値を、同ページの数値目標 23「審議会などの委員総数に占める女性の割合」で目標数値である 30 パーセントと同水準にすべきではないかのご指摘をいただきました。

いただいたご指摘について、プロジェクトチームで協議を行いまして、ご指摘のとおり、審議会などにより高い目標を設定し取り組む必要があり、総数に占める女性の割合を増やしていきたいということで、総数としては 26 人、うち女性数としては 8 人を目指すことといたしました。

割合としては、30.7 パーセントとなります。

このひょうご防災リーダーに関する目標については、前回の資料では数値目標 25 として「ひょうご防災リーダーの総数」を掲げておりましたが、

「ひょうご防災リーダーの総数に占める女性の割合」の表記を割合だけではなく、実際の数値を併記することとし、数値目標 25 と 26 を統合いたしました。

第 2 回委員会での指摘事項に関する変更点についての説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

横山委員長      ただ今の「第 2 回太子町男女共同参画プラン策定委員会での指摘事項に係る再調整について」に関しまして、ご質問やご意見はございますでしょうか。

横山委員長      私から質問なのですが、48 ページの図 16、DV 被害の割合で、回答者 502 人掛ける 6 項目ということなのですが、これは良くない集計だと思います。というのも、DV というのは 6 項目のうち、ひとつでも被害があった人は DV を受けたということになります。

例えば、「大切にしているものを壊す」の数値で、5.4 人が「何度もあった」と回答していますので、DV 被害者で「何度もあった」と回答した人は 5.4 人とする必要があります。

しかし、全てを足して 6 で割っているので、2.3 人になっており、実情と異なった数値を挙げてしまっています。

DV 被害の割合ということであれば、少なくとも 5.4 人とすべきかと思っています。

ただし、5.4 人のうち他の項目で「何度もあった」と回答した人全てが重複しているわけではないと思いますので、それを加味すると数値は変わってくると思われますが、「何度もあった」と回答した本来の人数を用いないと DV 被害の実態を表すグラフにはならないと思いますので、検討していただければと思います。

2 点目ですが、数値目標のところナンバー 5「男性職員（町職員）の育児休業取得割合」で直近数値 16.67 パーセントという表記のところに実際子供が生まれた男性職員の人数とそのうち育児休暇を取得した人数を併記する必要があると思います。これは、母数が毎年変化し、割合だけでは実際の増減が分からなくなりますので、ぜひ併記していただければと思います。

私からは以上です。他の委員の皆様から何かご意見ございますでしょうか。

小川委員      数値目標 24「女性の農業委員数」のところで、農業委員の全体数も知りたいのですが、女性が農業委員となったとしても、1 人だけでは意見が述べにくいのではないかと思います。

一般的には「黄金の 3 割」などと言われ、3 割いると数のマイノリティが解消されると言われています。

非常に厳しいとは思いますが、実際、1 人だけでは力になりにくいのではないかと思います。

横山委員長　　今のご意見について事務局はいかがでしょうか。

事務局　　まず、「男性職員（町職員）の育児休業取得割合」については、ご指摘いただいたとおり併記するということでさせていただきたいと思います。

続いて、「女性の農業委員数」のところですが、当町の農業委員数は14人です。

14人のうち3割となりますと4人ということになると思いますが、農業委員の特性上、地元で農区長や農業をされた方々が就任されるケースがほとんどです。そういった事情から女性を4人という目標は現実的ではないと考えます。

私たちが恣意的に委員を選出できるものではありませんので、まず第一歩踏み出すところから目標として設定させていただければと思います。

横山委員長　　他に皆様からご意見ございますでしょうか。

#### 5. 議事（諮問第1号 「第4次太子町男女共同参画プラン（案）」について）

横山委員長　　ご意見がないようですので、これより議事に入りたいと思います。

今、ご説明がありましたとおり、第2回委員会の意見を踏まえた「第4次太子町男女共同参画プラン（案）」に対しまして、答申を踏まえた審議を行いたいと思います。

なお、答申書に付する要望がございましたら、取りまとめたいと思いますので、ご質問・ご意見などがございましたら、承りたいと存じます。

現時点では、48ページのグラフを見直すことと、70ページの「男性職員（町職員）の育児休業取得割合」に人数を併記していただくこと、農業委員については、今後検討していただくことの3点が挙がっております。

他に何かございますでしょうか。

大塚副委員長　　59ページの施策の方向25「女性のチャレンジ支援」とあり、カッコ書きでエンパワーメント支援とあります。

これは、こういった意味合いがあるのかお聴きしたいと思います。

事務局　　女性が、社会や職場のなかで活躍するため、力をつけていけるような支援を行っていきたいと思います。

また、就業支援を含めた女性の地位を確立していくような支援も併せて行いたいと思い、「女性のチャレンジ支援（エンパワーメント支援）」としました。

大塚副委員長　　就業の場での、エンパワーメントと言いますと、知識や技能を身に着けるような支援を行ったりだとか、資格を取得するための援助を行うだとか、町が具体的に支援するようなことをイメージしていいのかなということ

が気になりました。

事務局 現時点では、県との共同事業でキャリアアドバイザーや社会保険労務士の資格を持つ方を講師としてお招きし、セミナー・相談会を開催しております。

この事業については、参加者がなかなか集まらないといった現状もありますので、周知不足といった課題もございます。

具体的に町単独で資格を取得するための場を設けることは難しいとは思いますが、まず第一歩としてプロの方に相談する場を継続して提供していくというところは、推進していきたいと考えています。

大塚副委員長 そういうことであれば、エンパワーメント支援と言ってしまって良いのか疑問に思いました。

事務局 相談する機会や勉強のきっかけになるような情報を提供することもエンパワーメントであるという解釈で取り組んでおりました。

もし、この言葉が一般的に適切ではないということであれば、変更することも検討いたします。

瀧北委員 ちなみに、年1回女性のチャレンジ相談を行われていると思います。  
私も過去受けたことがあります、1日3件程度の予約を受ける相談会を何年か継続されていると思います。  
今年は何枠の相談数が設けられていますか。

事務局 今年も例年通り1枠50分を3枠設けております。

横山委員長 それは、最大3人ということですか。

事務局 県との共同開催ということで、キャリアアドバイザーの講師を派遣していただくのですが、事業時間として与えられているのが午前9時から12時までの3時間です。

相談時間が50分で休憩及び事後処理10分で、1人あたりに掛かる時間が1時間となりますので、3人が最大の受付人数です。

横山委員長 受付は、先着順ですか。

事務局 応募多数であれば、先着順となります。

瀧北委員 私が受講したときは、相談枠に空きがあるということで、声掛けをいただきました。

応募多数で先着順に受講者を決めるというほど、応募者がいないのが現状ではないのかなと思います。

- 事務局           今年度の相談会は、来年1月26日（土曜日）に行います。11月末から希望者を募りまして、現時点での参加予約は1人です。  
今後、申込状況がどのようになっていくかは未定ですが、現時点では応募多数といった状況ではありません。  
もしかすると、周知が足りていないということもあるかも知れません。
- 横山委員長       他に何かございますでしょうか。
- 瀧北委員       今お話に出ましたチャレンジ相談以外に、他市町の男女共同参画の取組として、エクセル・ワードを習得するためのパソコン教室を開催されています。  
そういった、取組を実施していくことは考えておられますか。
- 大塚  
副委員長       そういったことが、具体的なエンパワーメントの実例だと思います。
- 事務局           チャレンジ相談とは別に、今年の8月にセミナーを開催させていただきました。  
セミナーのテーマは毎年変更となりますが、今年度は税金や社会保険などを勉強するという事で、社会保険労務士の方を講師としてお招きしました。  
定員は8人でしたが、5人の方が参加してくださいました。  
こういったセミナーは毎年開催していきますので、テーマを決める際に、パソコン教室を選択するという余地はあると思います。
- 大塚  
副委員長       そういったことも含めてということであれば、エンパワーメントとして十分なのかなと思います。  
再就職をするにしても力があると、後押しするものになるので、そういった取組を既に行っているということであれば、エンパワーメントとして記載して差し支えないと思います。
- 事務局           今後も継続して行いたいとは考えておりますが、どうしても周知不足という課題がありますので、より良い周知方法を見出していかなければならないと思います。
- 瀧北委員       セミナーについては、年1回きりのものだけではなく、数回継続して通うような形で実施し、本当に仕事に繋がる力をつけていけるようなものがあれば良いと思います。  
相談が年1回だけだと、内容が途切れてしまうと思います。  
その後の経過を観ながら相談したいという方もいらっしゃると思いますし、1回きりだから相談しないということも考えられます。  
そういったことも、ご検討いただければと思います。

横山委員長      このご意見については、ご検討いただけるということでよろしいでしょうか。

事務局           8月に行いましたアンケートでも、継続したセミナーの開催だとか夫婦などの男女で参加できるようなセミナーの開催を希望する声がありました。

講師をお呼びして開催するものでありますので、派遣側との調整も必要とはなりますが、前向きに検討していきたいと思っております。

ご意見ありがとうございます。

横山委員長      他に何かございますでしょうか。

濱上委員          マタニティ・ハラスメントという言葉は、厚生労働省の通達では使用されていないということですが、マタニティという言葉は一般的になってきていると思うのですが、使用してはいけないのでしょうか。

使用してはいけないという通達があるのでしょうか。

事務局           そういった通達はありません。

大塚  
副委員長          一般的にはマタニティという言葉は理解できるのですが、相談を受けたときには、法令や厚生労働省が発した通達などの様々なものに基づいて対応していきます。

厳密に対応するときには、定義が確定されているものに対して行いますので、一般的な言葉として広まっているからといって、それが正式に定義付けされているかということ、そうではない文言があるということです。

マタニティという言葉も、一般的には通じるのですが、行政として対応する場合は根拠となる言葉が定義付けされている必要があります。

濱上委員          第3次プランのときは、策定委員会が7月、12月、3月と開催されました。

12月の委員会から3月の委員会の間で、パブリックコメントが実施されていきました。

今回は、8月と12月に2回と年内で委員会が3回行われています。

もう少し余裕を持って開催すべきではなかったかと思います。

事務局           12月に2回委員会を開催させていただいたことで、スケジュールが非常にタイトなものになったことにつきましては、お詫びさせていただきます。  
パブリックコメントにつきましては、今回は1月にさせていただく予定です。

前回は、パブリックコメント後に答申をいただいた形となっておりますが、男女共同参画に限らず、当町のパブリックコメントのやり方としまして、町として最終的な案をまとめてから、住民の方にパブリックコメントでお伺いをするというルールがございます。

諮問をさせていただいてから、答申をいただくまでの間にご意見をいただき、プラン案に変更がかかるであろうと想定させていただいて審議に臨ませていただきました。

現に、いただいたご意見により内容の変更をさせていただいて、答申をいただいたプラン案をもって、町として最終的な案として住民の皆様にお諮りさせていただくという形に順番を考えさせていただきました。

ただ、パブリックコメントを年度中に行うために皆様に審議いただく時間が少なくなってしまったことは事実です。その点については申し訳ありませんでした。

横山委員長      他に何かございますでしょうか。

小川委員      パブリックコメントについて、住民の方へ説明会を行う予定はありますでしょうか。

事務局      パブリックコメントにつきましては、説明会というような形では予定はしておりません。

パブリックコメントは、このプラン案そのものと参考資料としてプランの考え方をまとめたものを、太子町の小学校区4か所の公民館に設置させていただいて、広報にて期間や概要の周知を行い、ご覧いただくこととなります。

また、ホームページにも掲示させていただきます。

プランが完成したあかつきには、広報にてプランの概要を住民の皆様に周知させていただきたいと考えております。

小川委員      以前、私が関わった自治体では、パブリックコメントを行なったものの、意見がゼロという結果でした。せっかく色んな手続きを経て行われるものですので、もったいないと思いました。

事務局      パブリックコメントの周知をしっかりとやっていきたいと思います。

横山委員長      ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。

では、答申書に付すべき要望意見等について、取りまとめたいと思います。

1点目が48ページのグラフについて、2点目が70ページの人数の併記について、3点目が72ページの農業委員の数について、4点目がセミナーや相談会について1回きりのものだけではなく、継続したものを企画していただきたいということについて、5点目がパブリックコメントで意見が出やすいような工夫などを行うことについて、以上5点について要望を付したいと思います。

よろしいでしょうか。

各委員            はい。よろしいと思います。

横山委員長        それでは以上 5 点の要望を付して、諮問第 1 号「第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）」について、第 3 回太子町男女共同参画プラン策定委員会での意見を踏まえた「第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）」を承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員            はい。

横山委員長        それでは、ただ今より答申書を作成いたしますので、暫時休憩いたします。

#### 6. 答申（諮問第 1 号 「第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）」について）

横山委員長        それでは、委員会を再開いたします。  
先ほどの審議結果に基づき、事務局の方で、答申書（案）を作成していただきました。  
事務局は、説明をお願いいたします。

事務局            答申書案を A と B と 2 枚お配りさせていただきましたが、まずその理由についてご説明させていただきます。

A 案につきましては、本日の審議内容をまとめたものとなります。

B 案につきましては、12 月 12 日の諮問後にいただいたご意見も答申案として委員会の意思として答申案に記載すべきではないかと考えまして、事務局の判断で作成させていただきました。

B 案の 1 から 3 までは、12 月 12 日にいただいたご意見を事務局でまとめさせていただいたものでございます。

では、詳細の説明をさせていただきます。

まず、共通事項について読み上げをさせていただきます。その後に内容の説明をさせていただきます。

平成 30 年 12 月 25 日太子町長服部 千秋様、太子町男女共同参画プラン策定委員会委員長横山 由紀子。

第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）について（答申）案。

平成 30 年 12 月 12 日付太企画第 796 号により諮問を受けました第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）について、以下のとおり答申いたします。

記、本委員会は、諮問を受けた第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）について、調査及び審議を重ねましたが、その経過を踏まえ、一部意見を付したうえで、町が諮問したプラン（案）は妥当であると判断いたします。

なお、審議を通して得た、第 4 次太子町男女共同参画プラン（案）についての意見（要旨）は以下のとおりです。

ここまでの共通事項となっておりまして、以下 A 案を読み上げます。

1. DV に関するグラフについて、被害状況を適正に踏まえた内容とされたい。

この部分については、先ほど委員長よりご指摘いただきました 48 ページの図 16 の数値の取り方を見直し、置き換えさせていただくという内容となっております。

続いて、2. 数値目標について、男性職員（町職員）の育児休業取得割合については、実数を併記されたい。

これは、70 ページの数値目標 5 のところで、直近数値 16.67 パーセントとなっているところに、実数を併記するということでございます。

3. 女性の農業委員数については、より多数の参加が得られるよう努められたい。

ここについては、1 人では声がとおりにくいという現状も先ほどご意見としていただきましたが、町としても一歩踏み出すきっかけとして設定した目標でございますので、より多くの方が参加できるような環境を整えていきたいと思います。

4. セミナーや相談会については、年間を通した複数実施をはじめ、より多くの機会の提供に努められたい。

この部分についても、セミナーや相談会の開催頻度や内容を見直し、参加された方にとって、より実りのあるものとしていけるよう努めてまいります。

5. パブリックコメントについては、より多くの住民の意見を得られるよう周知広報を図られたい。

パブリックコメントは、住民の方々にプランを見ていただく最初のお機会となりますので、周知広報を徹底することでより多くの住民の方から意見を得られるよう努めていきたいと思います。

本日いただいた意見については以上となります。

続いて、B 案をご覧ください。

B 案の 1 から 3 が、第 2 回の委員会でいただいた意見で、答申案に付すべきものと考えたものについて記載させていただいております。

まず 1 つ目としまして、ハラスメント対策について、近年の情勢、国の対策等も踏まえた取組を進められたい。

こちらについては、第 2 回委員会で 43 ページのハラスメントについてご意見をいただき、施策の内容の文言訂正をかけております。

2 つ目としまして、ライフステージの変化にかかわらず、仕事を続けられるような取組を進められたい。

60 ページの女性が就業継続できるような取組を推進すべきというご意見をいただきましたので、文章の表記を変更しております。

3 つ目としまして、基本課題ごとの事業目的を踏まえた数値目標を設定し、事業の進捗を図られたい。

数値目標についても、女性の就業率やひょうご防災リーダーに関してご意見をいただき、変更しております。

以上の 3 点については、答申書に付すべきと考えましたので、B 案に記載をさせていただきました。

この3点については、第2回委員会のご意見を踏まえ事務局にて表記内容を考えたものであります。A案とB案のどちらを採用されるかも含めてご審議いただければと思います。

横山委員長 A案、B案に関しまして何かご意見をお聴きしたいと思います。  
私といたしましては、B案の方が充実した内容で良いと思いますが、皆様ご意見がございましたら、お願いいたします。

瀧北委員 私もB案の方が良いと思います。

小川委員 私もB案の方が良いと思います。

横山委員長 A案の方が良いと思われる方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

各委員 (発言なし)

横山委員長 では、B案を採用したいと思います。  
B案の内容につきまして、ご意見などがありましたら、ご指摘いただければと思います。

小川委員 先ほど、6.女性の農業委員数について、女性委員を4人という意見を述べさせていただきましたが、農業委員の状況については、かなり厳しい状況かと思います。  
答申書には意見として残していただき、取組に努めていただければと思います。

横山委員長 他に何かございますでしょうか。

大塚 将来的に太子町の実態にあったプランであるべきだと思います。  
副委員長 農業委員数にしても、今後検討の余地はあると思いました。

横山委員長 他に何かございますでしょうか。

濱上委員 男性職員(町職員)の育児休業取得割合についてですが、おそらく実数としては流動的になると思いますが、どのようにして数値を出すのでしょうか。

事務局 男性職員が育児休暇を取得できるような職場環境・職場意識に変わることが大切だと思っています。  
太子町の規模ですと、男性職員のうち、パートナーが出産されるタイミングというのは、そう多くないと思いますので、年による変動はあると思います。

数値目標ではありますので、パーセントと実数を併記させていただくことで、意義を持たせたということでございます。

濱上委員 現在、取得させている方はいますか。

事務局 1 人です。

横山委員長 可能性のある 6 人のうち 1 人が取得されたということです。

濱上委員 取得期間は、どのくらいですか。

事務局 取得期間は、その人それぞれの事情により異なります。

大塚副委員長 これも育児休暇に限定せずに、参加日に有給を取って行くだとか、そういったところまで含めたときに男性の子育てに関わる実態がより分かってくるのかなと思います。  
将来的には範囲を広げても良いと思います。

事務局 副委員長がおっしゃられたとおり、将来的にはそういった休暇についても見える化し、整理していく必要があると思います。

大塚副委員長 出産のときだけではなく、成長の過程で男性が子育てに関わっていくことは重要なので、見える化はぜひしていただきたいと思います。

横山委員長 私も今の意見に賛成で、育休は取得されたとしても 1 週間だけだとか実質化されていないこともあります。  
兵庫県でしたら、子育て支援休暇があります。そこまで制度化できるのか分かりませんが、制度化されていけば見える化もされますし、女性職員も働きやすくなると思います。  
そうした検討をされれば、良くなっていくと思います。  
今の段階で追加は可能なのでしょうか。  
例えば、実数を併記されたい。以降に「また、育児に関する休暇等の行動が見えるように工夫をされたい。」のような形でいかがでしょうか。

事務局 数値目標については、現時点で集計することができませんので、変更は難しいと思います。答申案に含めるとすれば、「また、男性が子育て支援のために休暇を取りやすい環境整備に努められたい。」という一文とするかです。

横山委員長 とても重要な部分だと思います。男性が働きやすくなれば、女性はもっと働きやすくなりますので、その一文を入れていただいた B 案としたいと思います。

- 事務局            それでは、その一文を追加したものを作成します。
- 濱上委員            2つ目の「ライフステージの変化にかかわらず」といった文章が分かりづらいと思うのですが、よくワーク・ライフ・バランスと謳われていると思いますが、その変化ということでしょうか。
- 事務局            ライフステージというのは、結婚したり、子どもが生まれたり、家族の介護が必要になったり、人生において大きな転機が訪れると思いますがそういったものを想定しています。  
                        そうした転換期でも変わらず仕事を続けられる環境を整えていきたいと考えております。
- 横山委員長            「ライフステージにかかわらず」という表現の方が良いという意味でご指摘されたのかなと思います。  
                        「ライフステージの変化」だと国民の生活が変わるというニュアンスになりますけども、1人ひとりが出産期だったり、子育て期だったり、リタイア期だったりというように「ライフステージにかかわらず」とした方が厳密で望ましいというご意見と考えてよろしいですか。
- 濱上委員            ライフステージという言葉が分かりづらいと思うのですが、要は、仕事を辞めずに継続していけるような環境を整えていくということですね。  
                        しかし、企業の規模で差はあるにしても、そういった環境は整ってきているのではないのでしょうか。
- 横山委員長            諮問段階のプラン案では、辞めることが前提となっていましたので、仕事を継続できるように取り組むことを追加させていただきました。  
                        太子町内ではそうではないのかも知れません。
- 丸山委員            一般的には結婚を機に辞めるだとか、子どもが生まれて辞めざるを得ないだとか、中小企業は特に仕事を継続できないということが多いと思います。それに対する取組は大切だと思います。  
                        ライフステージという言葉が分かりづらいということであれば、「結婚・出産・育児・介護等の」のような具体的な言葉に置き換えてもいいと思います。
- 横山委員長            具体的に「結婚・出産・育児・介護等」という言葉の方が適切ですね。
- 濱上委員            そうですね。その方が分かりやすいと思います。
- 丸山委員            首長が介護休暇を取得したというようなことがニュースになると、周りも取得しやすくなると思いますし、積極的に取得できるような制度が充実するということはとても大切だと思います。  
                        スウェーデンなどでは、国が施策として、3ヶ月の育児休暇を男性が取

得する権利を認めており、取得期間は人により異なると思いますが、90パーセントの男性が取得されておられるとのことことです。

国をはじめとして、企業等を含めて施策を行っていないと変わっていないと思います。

横山委員長      それでは、その点も修正をお願いいたします。  
他に何かございますでしょうか。

各委員            （発言なし）

横山委員長      それでは、答申書案について、以上の2点を修正をお願いいたします。  
暫時休憩といたします。

横山委員長      それでは、再開いたします。  
修正いただいた点として、2番目については、「結婚・出産・育児・介護等にかかわらず」という言葉に修正したことと、5番目については、「また、男性が子育て参加のための休暇を取得しやすい環境づくりに努められたい。」という文言を追加いたしました。  
皆様、この答申書案の内容でよろしいでしょうか。

各委員            はい。

横山委員長      それでは答申を行います。  
平成30年12月25日、太子町長服部 千秋様、太子町男女共同参画プラン策定委員会委員長横山 由紀子。  
第4次太子町男女共同参画プラン（案）について（答申）。  
平成30年12月12日付太企画第796号により諮問を受けました第4次太子町男女共同参画プラン（案）について、以下のとおり答申いたします。  
記、本委員会は、諮問を受けた第4次太子町男女共同参画プラン（案）について、調査及び審議を重ねましたが、その経過を踏まえ、一部意見を付したうえで、町が諮問したプラン（案）は妥当であると判断いたします。  
なお、審議を通して得た、第4次太子町男女共同参画プラン（案）についての意見（要旨）は以下のとおりです。

1. ハラスメント対策について、近年の情勢、国の対策等も踏まえた取組を進められたい。
2. 結婚・出産・育児・介護等にかかわらず、仕事を続けられるような取組を進められたい。
3. 基本課題ごとの事業目的を踏まえた数値目標を設定し、事業の進捗を図られたい。
4. DVに関するグラフについて、被害状況を適正に踏まえた内容とされたい。
5. 数値目標について、男性職員（町職員）の育児休業取得割合については、実数を併記されたい。また、男性が子育て参加のための休暇を取得し

やすい環境づくりに努められたい。

6. 女性の農業委員数については、より多数の参加が得られるよう努められたい。

7. セミナーや相談会については、年間を通した複数実施をはじめ、より多くの機会の提供に努められたい。

8. パブリックコメントについては、より多くの住民の意見を得られるよう周知広報を図られたい。

以上です。よろしくお願いいたします。

服部町長

ありがとうございます。

委員の皆様ありがとうございます。本日、答申をいただきました本プランを基に、太子町において男女共同参画を実現するため、取り組みを推進してまいります。

ただいま、委員長からたくさんの項目をいただき、どれも大切なことだと実感しながら、聴かせていただきました。

細部までご審議いただき、貴重なご意見を賜り、答申をいただきましたことに対しまして、改めて厚くお礼申し上げます。

誠にありがとうございました。

## 7. 閉会

横山委員長

最後に、私より一言申し上げます。

委員の皆様には、8月の第1回委員会に始まり、12月12日の第2回委員会での諮問、本日の第3回委員会での答申に至るまで、ご尽力いただき、ありがとうございました。

およそ半年に渡り、委員の皆様方にはご支援、ご協力をいただき、ありがとうございました。

今後、パブリックコメントを経て正式に第4次太子町男女共同参画プランとして確定されたあかつきには、そのプランに基づき、町と住民、事業者などの関係機関のそれぞれが役割を果たし、男女共同参画社会への実現に向け、取り組んでいただきたいと思いますので、委員の皆様も、今後も町の事業や普段の生活でご尽力いただければと思います。

また本日、答申できましたのは、これまでの皆様のご協力のおかげと本当に感謝しております。ありがとうございました。

それでは、以上で私の役目を終えまして、事務局にお返ししたいと思います。

森田課長

横山委員長どうもありがとうございました。

本日予定していました案件は、全て終了いたしました。

委員の皆様には、この「第4次太子町男女共同参画プラン（案）」の策定にご尽力賜りありがとうございました。

今後は、答申をいただいた最終案にてパブリックコメントを実施し、町

民の方々にご意見を賜った後、プランを確定し、冊子の印刷や町ホームページや広報での公表を行う予定としております。

また、今後の事業につきましては、委員の皆様にご相談やご依頼をさせていただくこともあるかと思いますが、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

これで、第3回太子町男女共同参画プラン策定委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

太子町男女共同参画プラン策定委員会規則第3条に基づきここに署名する。

平成31年2月/日

署名委員

濱上 廣良   
藤原 恵 